**日本テスト学会誌**

**The Japanese Journal for Research on Testing**

**投稿規定**

2004年2月23日制定

2007年8月30日改定

2008年8月28日改定

2012年8月21日改定

2013年9月27日改定

2014年8月30日改定

2015年9月10日改定

1. 論文の種類
	1. 投稿された原稿は，査読を経て採択された後に，原著論文として日本テスト学会誌に論文種別を記して掲載される。論文の種類は次に示すとおりとする。
2. 一般研究論文：テスト一般に関係のあるオリジナルの研究
3. 事例研究論文：テストの開発，利用，評価等に関する実践的研究。試行的な研究も含む。
4. 展望論文：テストおよびテスト研究に関する主題についてこれまでに発表された文献や知見をサーベイし，一定の視点から分析・整理した論文。
5. 論説：編集出版委員会の依頼を受けてテストおよびテスト研究に関する論点や争点について，独自の観点から意見を述べた論文。
6. 書評：編集出版委員会の依頼を受けてテストおよびテスト研究に関する既刊本について，紹介する目的の論評。
7. 報告：編集出版委員会の依頼を受けてテストおよびテスト研究に関する自身の活動について報告する目的の小論。
	1. 一般研究論文，事例研究論文，展望論文については編集出版員会による査読に付す。投稿に係る規定の詳細，査読に係る規定は別途定める。
	2. 論説，書評，報告については編集出版委員会幹事会による閲読に付す。
	3. 論説の長さについては定めない。書評，報告は刷り上がり2ページ程度を目安とする。一般研究論文，事例研究論文，展望論文の長さについては別途定める。
8. 投稿資格

著者のうち少なくとも一人は本学会の会員であること。

1. 二重投稿の禁止
	1. 投稿原稿と同一内容のものが，同一著者あるいはその中の少なくとも１名を含む著者によって他の学術論文誌に掲載済，または，投稿中であってはならない。二重投稿が判明した時点で，受理，審査，採択を取りやめるものとする。
	2. 学術論文誌とは，審査を伴う論文誌をいう。
	3. 投稿原稿と内容的に特に関係が深く，投稿原稿の著者の少なくとも一部が含まれる既公刊論文（著書や印刷中のものも含む）がある場合には，その別刷またはコピーを電子ファイルとして添付すること。その際，著者名や所属，掲載誌がわかる記述は削除すること。なお，郵送の場合は4部送付すること。
	4. 二重投稿と判断される懸念のある投稿中論文が存在する場合も，念のため，そのコピーを電子ファイルとして添付すること。その際，著者名や所属，掲載誌がわかる記述は削除すること。なお，郵送の場合は4部送付すること。
	5. 日本テスト学会誌に掲載された内容については，その旨を明記することを条件に，以下の媒体において発表することができる。
		1. 国内外の書籍，雑誌，新聞および官公庁，学校，会社などの機関紙。
		2. 国際会議の論文集，本学会や他学会の大会，研究会等の予稿集。
		3. 掲載論文著者本人の学位論文。
		4. 大学，研究所等の審査を伴わない紀要。
		5. レクチャーノート。
		6. 特許公開あるいは公告公報。
		7. 科研費等の研究助成金に関わる報告書。
		8. その他，日本テスト学会誌編集委員会が発表を認める出版物等。
2. 倫理審査の受審
	1. 日本テスト学会誌に投稿される研究論文が「人を対象とする研究」に該当する場合，日本テスト学会倫理綱領に沿って倫理的な配慮がなされたものでなければならない。
	2. 研究論文は，あらかじめ著者の責任において所属機関等におけるしかるべき研究倫理審査を行う組織または機関の審査を受けること．論文が受理されるまでに結果の公表に関して承認を得なければならない。
	3. 著者が所属する組織等に研究倫理審査を行う組織または機関等が存在しない場合，編集出版委員会事務局を通じて「日本テスト学会誌研究倫理に関する相談窓口」に相談することができる。
	4. 「日本テスト学会誌研究倫理に関する相談窓口」に関わる規定の詳細は別途定める。
3. 不採択論文の再投稿

査読の結果，不採択となった論文を修正のうえ再度別号に投稿する場合は，その旨明記し，修正前の原稿のコピーを電子ファイルとして添付すること。可能であれば，修正箇所を記載したメモを添付する。その際，著者名や所属，掲載誌がわかる記述は削除すること。なお，郵送の場合は4部送付すること。

1. 著作権
	1. 日本テスト学会誌に掲載される全ての記事の著作権は，日本テスト学会に帰属する。
	2. 著作権にはオンライン配布を含むが，著者自身および所属機関による公衆送信は認める。
	3. 公衆送信をする場合には日本テスト学会誌の誌名，巻号，ページ，出版日付等，出典を明記すること。
	4. 著者は自分の論文を翻訳，翻案等の形で利用することができる。
	5. 著者が論文等の全部あるいは大部分を他の著作物に利用する場合は，その旨を日本テスト学会誌編集出版委員会に申し出るとともに出典を明記すること。
	6. 投稿原稿に使用した素材情報やデータに，著作権者が別途存在する場合は，著者の責任において，当該著作物の使用に必要な使用許諾にかかる一切の手続を行うこと。
2. 投稿原稿本体の言語

投稿原稿の言語は日本語，英語のいずれかとする。

1. 投稿に必要な書類

投稿に際しては，以下の書類を添付する。

1. 投稿カード。
2. 投稿チェックリスト。
3. 投稿原稿原本および個人情報を削除した写し。
4. 著作権に関する契約書（郵送）。
5. 投稿原稿と関係が深い論文の写し。不採択になった論文を修正後再投稿する場合には，修正前の投稿原稿の写し。
6. 投稿カードの書式
	1. 投稿カードは原稿の書誌データ，投稿者の連絡先などを記入したものであって，投稿受理から掲載までの間の管理に使用する。
	2. 投稿カードの書式は日本テスト学会ホームページ上に公開する。
7. 投稿原稿の書式
8. 投稿原稿の書式は，日本テスト学会誌論文執筆要項に準拠する。
9. 投稿カードのスタイルファイルは日本テスト学会ホームページ上に公開する。
10. 投稿者が特定できる情報を完全に削除した投稿原稿の写しを添付し，査読用とする。
11. 投稿者情報の削除に関わる責任は投稿者が負う。
12. 投稿原稿はPDFファイルとする。
13. 論文執筆要項に準じ，投稿論文には，論文種別を明記する。
14. 著作権に関する契約書
	1. 投稿原稿を送付後，ただちに投稿者は著作権に関する所定の契約書に必要事項を記入し，著者全員が署名または捺印の上，本学会事務局に郵送すること。
	2. 著作権に関する契約書の書式は日本テスト学会ホームページ上に公開する。
15. 投稿方法と投稿先
	1. 電子メールで日本テスト学会誌編集出版委員会（代表　日本テスト学会誌編集出版委員会編集出版幹事会）宛に投稿すること。
	2. 投稿の際は，表題に「印刷版日本テスト学会誌投稿原稿」であることを明記し，投稿カードのファイルと投稿原稿のファイルを添付して送ること。
	3. 送付先の電子メールアドレスは日本テスト学会ホームページに掲載する。
	4. 投稿およびその後の出版編集委員会とのコミュニケーションについては，原則として，論文筆頭者が行うこと。
16. 投稿期間

投稿期間は，原則として，毎年日本テスト学会年次大会終了翌日（もしくは9月１日の早い日付）から11月20日までとし，日本テスト学会ホームページ上に公開する。

1. 原稿受付日と受理日

送付先に原稿が到着した年月日を原稿受付日とし，事務局によって手続きに不備がない場合，投稿を受理する。受理した年月日を原稿受理日とする。

1. 査読プロセスと論文の採否

日本テスト学会誌査読規定の定めるところにしたがって，次に示す手順で査読を行い，日本テスト学会誌編集出版委員会が採否決定を行う。

1. 編集出版委員会は主査１名と副査２名を選任し，査読を依頼する。なお，主査自身が副査を兼ねる場合もある。
2. 編集出版委員会は採否の判断を主査に委ねる。
3. 主査と副査は投稿者には匿名とする。
4. 副査同士も互いに匿名とする。ただし，主査自身が副査を兼ねる場合には，その限りではない。
5. 副査は論文を査読し，採否に関わる意見を所定の査読様式に記入して，主査に報告する。なお，必要に応じて補足意見を付した別紙（様式自由）を加えることができる。
6. 主査は査読報告を受けて採否を決定し，結果と理由を所定の査読様式に記入して，編集出版委員会に報告する。
	1. 主査は副査の意見を一定程度尊重するが，副査から送られた様式をそのまま編集出版幹事会に提出する必要はない。
	2. 主査は必要に応じて補足意見を付した別紙（様式自由）を加えることもできる。
7. 主査は編集出版幹事会宛の通信文を添付することができる。査読の結果は以下のとおりとする。
	1. 採択 Acceptance
	2. 修正採択 Acceptance with minor revisions
	3. 再査読 Major revisions required
	4. 不採択 Rejection
8. 編集出版委員会は主査から送られた査読結果および補足意見を投稿者に通知する。
9. 査読によって原稿の修正が求められた場合には，投稿者は以下の手続にしたがう。
	1. 査読意見にしたがって修正を行い，定められた期限までに電子メールで日本テスト学会誌編集出版委員会宛に再投稿する。
	2. 再投稿原稿とともに投稿者が特定できる情報を完全に削除した原稿ファイルを添付し，再査読用とする。
	3. 投稿者情報の削除に関わる責任は投稿者が負う。
	4. 再投稿原稿における修正部分を特定できる情報を明記したファイルを添付する。
10. 原則として，査読の機会は2回を限度とするが，主査が必要であると判断し，出版スケジュールが許容されれば3回行なうことを妨げない。ただし，編集出版幹事会の承認を得るものとする。
11. 投稿者は，出版編集委員会から，「不採択（Rejection）」の決定を受けた場合，書面により，1回に限り異議申し立てを行なうことができる。編集出版編集委員会は，査読規定に基づき，異議の内容を審議し，適宜対応する。
12. 論文採択日

審査の結果，論文として採択と判定され，主査から編集出版委員会幹事会によって，確認された日付を論文採択日とする。

1. 発行日付

印刷版に本テスト学会誌は，原則として，毎年1回6月30日を発行日とするが，当該論文が掲載された学会誌が発行された年月日を当該論文の発行日付とする。なお，年間2回以上発行する場合は，別途編集出版委員会で決定し，学会ホームページ上で公開することとする。

1. 投稿原稿の返却

投稿原稿は原則として返却しない。

1. 著者校正

著者校正は原則として1回とする。ただし，著者校正は，誤植，表現方法程度とし，採択後の内容を変更しないことを原則とする。過度な変更が行われた場合には，採択を取り消すことがある。

1. ページ・チャージ
	1. 掲載された論文についてのページ・チャージは無料とする。
	2. 著者用の別刷は著者の実費負担とする。
2. 別刷の申込

別刷の申し込みは，別刷要項にしたがって，論文採用時に申し込むこと。

本規定は2015年9月11日より発効する。